

令和4年度・第1回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

【開催概要】

1 日時

令和4年8月5日（金）14:00～15:35

2 場所

岡山県庁3階 大会議室

3 出席者

○委員（五十音順、敬称略）／出席8名

青木祐也、小橋充、宍戸圭介、中塚幹也、橋本由利子、堀睦実、山下美紀、
湯浅幹子（欠席7名）

○事務局（県）／出席7名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

【議事次第】

1 開会

県民生活部長あいさつ

失礼いたします。岡山県県民生活部長の池永でございます。

本日は大変お忙しい中、また先ほどは思わぬ雷雨といたしますか、豪雨の雷にも見舞われ、ちょうどその時間帯に委員の皆様がかかったのではないかと思います、申し訳ありませんでした。もう一つは、コロナのこうした中でお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ご承知のように、昨日、岡山県内のコロナの感染者が、3000人を超えるというような状況でございました。それを受けまして、本日午前中ですけれども、この場で、知事を本部長としてコロナ対策本部会議を開催いたしまして、B.A.5の対策強化宣言ということで、できるだけ行動制限までは行ってはおりませんが、会話するときのマスクの着用、あるいはできるだけ少人数での会食、部屋の中での換気を十分にさせていただくというようなことを、改めて強化宣言ということで、県民の皆様へお願いをさせていただいた次第でございます。

コロナの話をしみますと、若い方々の感染が増えていますが、ご存知のとおり重症化する方は少ない、逆に高齢者の方が罹っている方は少ないんですけど、重症化している方は多いといった状況でございます。そういった特性に合わせて、対策強化宣言ということでお願いしておりますが、簡単に言ってしまうと、今までの取り組みをやはり徹底してやっていくということ、今日、県民

の皆様をお願いをさせていただいた次第です。

本日、コロナの感染者が多い中、こういった審議会自体を開催すべきかどうかというのを実は昨日まで悩んでおりました、先ほどもお話ありましたけれども、委員の皆様、今年新しく改選をさせていただいたということもありまして、万全の感染対策をした上で、対面での開催をさせていただいたということでございます。

本日は、いろいろなことを議論させていただければと思っておりますが、県におきましては、昨年度から新しい男女共同参画の基本計画ということで、第5次おかやまウィズプランを作成し、スタートしたところでございます。この新プランに基づいて、現在、いろいろな施策に取り組んでいるところでございます。今回、新しい委員の先生方にご就任いただいておりますが、継続して委員をお願いさせていただいている委員の皆様方にもこの新しいプランの作成にはご尽力をいただいております。改めてこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の審議会では、委員の先生方に、多くの新任の委員の先生がいらっしゃいますので、改めて、この「第5次おかやまウィズプラン」の概要をご説明させていただくとともに、今年度の男女共同参画の関係事業について、ご説明をさせていただきたいと思っております。委員の皆様方には、率直な忌憚のないご意見をいただければと考えております。

今後も、男女共同参画社会の実現に向けて、ご理解とご協力を賜ればと思っております。簡単でございますが、開会に向けての挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

2 委員自己紹介、事務局自己紹介

3 会長・副会長選出

会長に山下委員、副会長に宍戸委員を選出。

4 議事概要

(1) 令和4年度男女共同参画関連事業の施策体系と主な事業について

会長（司会）	それでは、議事である「令和4年度 男女共同参画関連事業の施策体系と主な事業」について、事務局から説明をお願いいたします。
男女共同参画青少年課長	はい、それでは事務局からご説明させていただきます。先ほども挨拶をいたしました男女共同参画青少年課の安田でございます。よろし

くお願いいたします。

先ほど部長の挨拶の中でも申しましたが、今回は、委員改選後初めての審議会ですので、多くの委員の方が初めてご参加されることから、まず、本県の男女共同参画施策の目標や方向性を定めている「第5次おかやまウィズプラン」について、少しご説明をさせていただきます。

お手元の資料1、こちらのリーフレットをご覧になっていただければと思います。まず、1ページ目をご覧ください。おかやまウィズプランは、男女共同参画社会基本法に基づく県の男女共同参画基本計画でございます。平成13年（2001年）の「おかやまウィズプラン21」から令和3年（2021年）の「第5次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに策定しており、2ページ目の目標にあります「男女が共に輝くおかやまづくり」の実現に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。今回の第5次ウィズプランの計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年となっております。

リーフレットの3ページ目をお開きいただければと思います。こちらに計画の体系をお示ししています。男女共同参画社会の実現に向けて、ご覧のとおり3つの基本目標とその下の14の重点目標などから構成されています。

それでは、基本目標ごとに説明いたします。まず、4ページをご覧ください。基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の基盤づくり」についてでございますが、県が実施した県民意識調査の結果などからは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、改善の方向に向かっているものの、家庭での役割については依然として男女の役割意識が残っており、また、下のグラフにもあるように「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」や「家庭生活」などで男性優位と感じている人の割合が高くなっており、男女の地位の不平感等も根強く存在しております。これらの解決に向けて、4ページ目の一番下に記載しております重点目標にある社会制度や慣行の見直しや男女平等に関する教育・学習の推進などに取り組み、男女共同参画社会に向けた基盤となる、意識の醸成等を図っていくこととしております。

続いて、5ページ目をご覧ください。基本目標Ⅱ「男女の人権が尊重される社会の構築」についてですが、男女共同参画社会の実現には、性別や年齢にかかわらず、一人一人の人権が尊重されることが何より重要でございます。しかし、グラフでお示ししているとおり、県

内のDV相談件数は高い水準で推移しており、こうしたDVをはじめとする男女間の暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、克服すべき重要な課題でございます。この基本目標では、5ページの下に記載しております重点目標にあるように、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組をはじめ、ライフステージに応じた女性の健康支援、生活困難を抱える方が安心してくらす環境づくりなどに取り組んでいくこととしております。

最後に、6ページをご覧ください。基本目標Ⅲ「男女がともに活躍する社会づくり」では、男女が社会のあらゆる分野に参画し、働きたい女性が結婚や出産などのライフイベントにより、本人の意に反して離職せず、働き続けることができる環境づくりを進めるため、6ページの下に記載しております重点目標にあるように、政策・方針決定の過程などへの女性の参画促進や、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保、意欲と能力のある女性のチャレンジ支援、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進めていくこととしております。

簡単ではございますが、第5次おかやまウィズプランの概要の説明は以上でございます。

続きまして、本年度の男女共同参画関連事業について、ご説明いたします。資料2「令和4年度 男女共同参画関連事業 施策体系と主な事業」をご覧ください。県では、第5次ウィズプランの実現に向け、オール県庁で様々な事業に取り組んでおります。本日は、そのうち男女共同参画青少年課と、男女共同参画を推進する県の拠点施設である男女共同参画推進センター（ウィズセンター）で実施している主な事業について、ご説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。先程ご説明したウィズプランの3つの基本目標に沿って、ご覧のような事業に取り組んでおります。真ん中の列が、男女共同参画青少年課で実施する事業で、右の列が、ウィズセンターで実施する事業となっております。

続いて、2ページをご覧ください。主な事業の内容について、基本目標ごとにご説明いたします。基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の基盤づくり」についてですが、こちらの表にありますように、まず「男女共同参画社会づくり表彰」がございまして、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行い、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人、事業者を「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」に基づき、11月の男女共同参画推進月間に表彰する事業で、予算額は10万5000円となっております。

昨年度は、個人の部では、知事表彰は4名、県民生活部長表彰は6名の方を表彰し、事業者の部では、知事表彰として4事業者を表彰いたしております。

次に、「地域男女共同参画推進事業」ですが、県下全域で男女共同参画に向けた活動を促進していくため、各地域において男女共同参画をテーマにした研修会などを開催しております。予算額は373万2000円となっております。

次に「男女共同参画ゼミナール事業」、「男女共同参画推進月間事業」、「ウィズカレッジ事業」についてですが、こちらは、後ほどウィズセンターの方でご説明させていただきます。

続きまして、基本目標Ⅱ「男女の人権が尊重される社会の構築」についてですが、主に、配偶者からの暴力防止と被害者支援に向けて取り組んでおります。県内の体制といたしましては、県の女性相談所、ウィズセンター、岡山市、倉敷市、津山市の5つの配偶者暴力相談支援センターが中心となって、DV相談に対して電話や面談により対応するとともに、支援情報の提供や女性相談所による緊急時の一時保護などの支援を行っております。

それでは、具体的な事業についてご説明いたします。まず、「ストップ・DV事業」ですが、DVやデートDVを防止するために、地域における支援活動が重要であることから、DV問題への理解を深めたサポーターを養成し、県全域で、DV被害者支援の取組を推進しております。また、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、シンボルであるパープルリボンを活用した集中的な啓発イベントを行ったり、高校生などの若い世代に対し、デートDV防止に向けた講演会を行っております。予算額は、事業全体で84万2000円となっております。資料3ページをご覧ください。「DV被害者等相談・自立支援充実事業」では、配偶者暴力相談支援センターが閉館している休日などの相談に対応するため、休日電話相談事業を実施するとともに、女性相談所における一時保護の後に、DV被害者が自立した生活を始めるまでの間、安全な住環境を提供するステップハウス提供事業、DV被害者と同伴している子どもを対象とした学習支援などを行っております。予算額は835万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、DV被害の一層の潜在化・深刻化が懸念されていることから、今年度から新たに、「DV被害防止対策強化事業」として、3つの事業を実施することとしております。「①SNSを活用したプッシュ型アプローチ事業」につい

ては、LINEやInstagramでの広告により、潜在化したDV被害者に対して「気づき」を促し、相談機関や支援機関に繋げていきたいと考えております。「②資質向上・連携支援事業」については、ウィズセンターにおいて、行政や民間シェルター等の相談員等を対象として、専門性の高い研修を実施してまいります。「③DV被害者等セーフティネット強化パイロット事業」については、国の交付金を活用して、民間シェルターの先進的な取組を支援することとしております。予算額は、全体で2370万円となっております。

最後に、基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」では、昨年度から「おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ事業」に取り組んでおります。県が実施した調査では、女性活躍の推進等に取り組みたいと考えている企業が多い一方で、女性の管理職への登用などを検討できていない企業も多く、企業間で取組に大きな差があることから、女性活躍や男女共に働きやすい職場環境づくりに向けて、企業の取組を支援する必要があります。そのため、「①専門家派遣によるアウトリーチ型支援」では、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を県内の企業へ派遣し、専門的知識が必要となる企業の取組を支援してまいります。また、「②女性活躍推進サポーター育成研修会の開催」では、女性活躍に向けて企業が抱える課題解決に取り組む人材「女性活躍推進サポーター」を育成する企業向けの研修会を開催します。企業の実務担当者を、セミナーやグループワークを通じて、企業において男女共同参画に向けた具体的な取組を継続的に進めるキーパーソンとなっていただくよう育成するとともに、参加した企業の取組などを県内の他の企業に情報提供することにより、普及拡大を図ってまいります。

こうした企業に対する支援を行う一方で、管理職への就任を打診されても断るとする女性が多く、依然として家事・育児の負担は女性が男性の倍以上と多いことなどから、女性自身の活躍に向けた意欲を喚起するとともに、男性の家庭生活への参画を促進する必要があります。そのため、「③女性活躍ネットワークづくり事業」では、仕事と家庭の両立や将来のキャリアアップなどに悩みや不安を抱える女性が気楽に参加し、仕事で活躍するメンター役の女性から、メンター自身の働き方や経験談を伺ったり、メンター役や他の参加者と交流する場、ネットワークを構築することで仕事やキャリア形成等に係る課題の解決を図り、女性の活躍に向けた意欲を喚起してまいります。また、「④男性の家庭生活への参画促進事業」では、男性の家事や育児

	<p>などへの参加を後押しする内容のセミナーをウィズセンターにおいて開催し、意識改革や具体的な行動に繋げることとしております。予算額は、全体として770万5000円となっております。</p> <p>令和4年度の男女共同参画関連の主な事業についてのご説明は、以上でございます。以上で男女共同参画青少年課からの説明は終わります。</p> <p>続いて、ウィズセンターの実施事業の詳細について、ウィズセンター所長からご説明いたします。</p>
<p>ウィズセンター 所長</p>	<p>岡山県男女共同参画推進センター所長の古川と申します。ここからは、ウィズセンターの令和4年度の事業概要について、ご説明させていただきます。その前に、今回新しく委員になられた方もいらっしゃるのとことですので、まず、簡単にセンターの概要をご紹介します。資料2の5ページの概要をご参照ください。ウィズセンターについては、小さい三つ折りのパンフレットもお配りしていますので、そちらも併せてご覧ください。</p> <p>まず、設置目的ですが、岡山県男女共同参画推進センター条例に記載のとおり、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成に資すること」を目的としております。センター条例が制定されたのと同じ平成11年に、クレドビル17階にオープンいたしました。平成14年には、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」にも指定され、女性相談所とともにDV相談にも対応しております。そして平成20年9月に、岡山市南方のきらめきプラザ6階に移転し、令和元年に20周年を迎えました。施設の概要としましては、まず、情報コーナーでは、図書やDVDなどの貸出し、それから人材情報等の提供を行っております。相談コーナーでは一般相談のほか、弁護士の方にお問い合わせした法律相談、精神科医の方にお問い合わせした心の相談、男性相談員による男性のための電話相談などを行っております。月曜日と祝日が閉館で、開館時間は、火曜日から土曜日までが9時半から18時まで、日曜日は9時半から17時までとなっております。組織体制は、所長・次長と職員2名、そのほか情報交流員が3名、それから一般相談の相談員（女性）が3名となっております。</p>

それでは、岡山県男女共同参画推進センターの令和4年度の事業概要について、ウィズプランの基本目標に沿ってご説明をいたします。まず、資料2の1ページ目の施策体系をご覧ください。この中でウィズセンターが行う事業は、一番右側にあります。こちらをご参照いただきながら、ウィズセンターの事業については、6ページからご説明したいと思います。

まず、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の基盤づくり」の1つ目、「男女共同参画ゼミナール事業」です。男女共同参画を推進するためには、地域の審議会や委員会などで活躍する人材や、地域リーダーの存在が不可欠です。この事業は、男女共同参画の視点を持った人材等の地域リーダーを養成するとともに、男女共同参画に関する地域間格差の是正を図ることを目的に毎年行っております。今年度は、参集してのリアル開催とオンライン配信を取り混ぜて、年8回の講座を開催する予定にしております。対象者は、男女共同参画に意欲のある方で、各講座の募集人数は50人、オンライン配信については100人程度を想定しております。まだ具体的なことがお示しできなくて恐縮ですが、8月中旬頃を目処に募集を開始しまして、9月から11月にかけて講座を実施する予定です。この事業は、これまでの参集型の講座ができなくなってしまい、急遽オンライン配信により講座を実施いたしました。リアル開催に比べ、より多くの方にご視聴いただくことができ、また、県北にお住まいの方とか、視聴された方からも「参加しやすい」というご意見を多くいただきました。今年度は、オンラインを主とした講座としております。アフターコロナにおいても、男女共同参画推進に取り組んでいただく方の裾野を拡大するための普及啓発には、このような配信が主流になってくるのではないかと考えております。なお、ゼミナール全研修の3分の2以上を出席された方を修了者とし、さらに、3年連続でなくてもいいのですが、修了証を3回受けた方をゼミナール認定者とし、その名簿を各市町村の担当者の方にお送りしております。県としては、そういった方に講習会の講師や研修会の助言者として地域で活躍いただきたいと、ご登用をお願いしているところでございます。

同じく6ページ、2つ目、「男女共同参画推進月間事業」でございます。岡山県では、毎年11月を男女共同参画推進月間としまして、県民の積極的な参加と団体の自主的な活動及び交流を促進するための

講演会や交流会を開催しています。講演会は、昨年度に引き続き今年度も、会場参加に加え、オンラインによる配信を行う予定です。こちらにも、詳細については講師の方と調整中で、まだ公表できませんが、男性や若年層など幅広い県民が参加できるものになりたいと思っております。また、ウィズセンターに登録いただいている団体の活動を支援する事業に加え、昨年度登録団体の横のつながりも繋げていこうということで、登録団体交流会を実施いたしました。毎年、わずかですが新規に登録をいただく団体もおりますので、団体相互の活性化につながり、横の連携を築いていただくため、今年度も交流会を開催してまいります。

基本目標Ⅰの3つ目、「ウィズカレッジ」でございます。この事業は、広く県民を対象とした普及啓発事業でございます。男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等なパートナーとして仕事と生活を調和させ、様々な活動に共に参画できるよう、企画講座として最新の情報や知識を提供する講座の開催、それから、女性が多様で柔軟に働くための就労支援を目的としたセミナー3講座を、全てオンライン配信により行います。1講座当たり、概ね100人程度の参加を予定しています。現在、講座の内容を調整しているところですが、男女共同参画社会の基盤づくりや男女の人権尊重、共に輝く社会づくりなど、ウィズプランの基本目標に沿った内容の講座を行う予定としています。できるだけ多くの方にご視聴いただけるよう、ウィズセンターの会議室で動画をみなさんに見ていただくリクエスト配信や、各市町で公民館を利用してサテライト配信等を行うことも予定しております。市町村等を通じて、幅広くPRして参りたいと思います。また、県内の学校や町内会、民生委員の集まり等からのご要望に応じて出前講座、ウィズセンターに来ていただいております。また、これまでと同様、県内各地域・各団体からのご要望に応じ、講座を行ってまいります。

同じく7ページ、基本目標Ⅱ「男女の人権が尊重される社会」の構築についての関連事業でございます。まず1つ目、「ストップ・DV事業」です。男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、人権を侵害する大きな社会問題であるDV、それからデートDVを防止するためには、地域における支援活動が重要であることから、ウィズセンターで

は、DV問題への理解を深めたサポーターを養成し、県下全域で、地域に根ざしたDV被害者支援の取組を推進してまいります。事業内容としましては、「ストップDV！啓発サポーター養成研修」で、DVの啓発に関心のある方を対象に、DV問題に関する理解を深めていただき、地域におけるDV被害者の早期発見、普及啓発に取り組んでもらう啓発サポーターを養成いたします。そして、フォローアップ研修も予定しております。また、啓発サポーターや市町村、関係者を対象に、啓発用のリーフレットなどを配布し、県民へのDVへの理解促進のためにも活用していただく予定としております。

続いて、基本目標Ⅱの2つ目、「資質向上・連携支援事業（DV被害防止対策強化事業）」です。先ほど課長からご紹介したとおり、令和4年度の新規事業でございます。この事業は、DV被害支援の第一線で活動されている市町村、配暴センター、児童相談所、警察、NPO、民間シェルター等の関係機関・団体の実務担当者の方を対象といたしまして、情報・課題を共有し、さらに、最新情報や知識の習得、ケーススタディも含めた専門性の高い研修を年5回の予定で開催し、資質向上、関係機関の連携を図っていただきます。講座では、DVとは何かという基本的な考え方や、DV被害当事者支援における社会資源の活用、それから関係機関の連携、法律的な視点からの自立に向けた支援、DV被害の親と子どもの関係、DV被害者に常に寄り添った切れ目のない支援などの項目について、ワークショップなども取り入れながら、5回のシリーズで学んでいただくこととしております。こちらについては、既に6月18日に第1回目、7月23日に第2回目の講座を開催したところですが、参加者の方からも「能動的に講座を受けられた」と大変よい評価をいただいております。DV被害者支援の一助となればと考えております。

続きまして、8ページに移ります。基本目標Ⅱ「男女の人権が尊重される社会の構築」について、ウイズセンターでは、「総合相談事業」を行っております。生き方や家族・夫婦の悩みなど様々な問題の相談に当たるため、総合相談コーナーを設置しており、女性相談員3名による一般相談を火曜日から土曜日の9時半から17時まで、予約制にはなりますが、原則月1回から2回程度弁護士の先生と精神科医の先生による特別相談を行っております。そして、7月からは土曜日に新しく時間を設け、男性相談員による男性のための電話相談、これ

を月1回実施しております。またこの他、岡山弁護士会、女性相談所、岡山県警察本部、県内市町村女性センター等を構成メンバーとする女性の人権相談機関連絡会、外部の専門家による相談員のための研修、スーパービジョン、DV被害者の方たちにお越しいただいてのグループワーク等も行っています。

最後に、基本目標Ⅲ「男女がともに活躍する社会づくり」に関連する事業といたしまして、男女課の方で説明した「生き生きパッケージ」の一つですが、男性の家庭生活への参画促進事業を今年度はウィズセンターで担当いたします。女性の家事・育児時間は男性の2倍以上となっており、また、男性の育児休業取得率もまだ低水準にとどまっているという現状を踏まえまして、男性の家事や育児など家庭生活への参画を促進するためのセミナーを年3回の予定でオンライン配信をいたします。1回目は、制度の紹介させていただき、男性の家事参加を实践も踏まえながらわかりやすく動画で紹介します。こちらも近々、配信についてのプレス発表ができる予定ですので、皆様にもご紹介できるかと思えます。ぜひ、ご視聴のほどよろしくお願いたします。

その他にウィズセンターでは、男女共同参画に関する取組の裾野の拡大を目指し、様々な媒体を活用して、ウィズセンターのPR事業を行っています。特に昨今では、SNSを効果的に活用しながらウィズセンターのイベントや取組状況について情報発信しているところがございます。その中の一つ、広報誌「ういず」につきましては、お手元に最新の「ういず」があると思いますが、実は、令和2年度までは紙ベースで年1回、2回程度作成して関係機関に送付していましたが、令和3年度からは2か月に1回のインターネット配信といたしました。ウィズセンター等の事業内容に加えまして、この一つ前の号でいいますと、アンコンシャスバイアスなど関心の高い旬の話題を取り入れるなど読みやすい広報誌にしております。ホームページやフェイスブック等でもご紹介しておりますので、バックナンバーもご覧いただくと有り難いです。また、昨年8月からウィズセンターでもツイッターによる情報発信を行っており、こうした媒体を活用してSNSを効果的に活用しながら、タイムリーにイベント情報などをお届けしております。

ウィズセンターは、きらめきプラザにあります。2階のゆうあ

	<p>いセンターにはよく行く。」とか「3階、7階の会議室には行くが、6階はちょっと敷居高い。」という方もいらっしゃるかもしれませんが。どなたでもご自由にお入りいただけますし、男女共同参画に関する書籍のほか、新作図書の貸出等も行っております。交流サロンや自習スペース、会議室もご利用いただけますので、ぜひ、この機会に皆さんも足をお運びいただければと思います。</p> <p>ちょっと長くなりましてすみません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
会長（司会）	<p>はい、ありがとうございました。私が聞き漏らしたのかもしれませんが、この資料の詳細別紙（2）と（3）についてはどのように取り扱ったらよかったですでしょうか。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>この表の中の詳細別紙（1）と（2）が、先ほどのウィズセンターの資料になっておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。</p>
会長（司会）	<p>具体的な中身が、ここに示されているということによろしいでしょうか。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>はい。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま、いろいろ説明をしていただいたわけですが、質問などある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>では、お願ひします。</p>
委員	<p>私も初めて委員になったのでお伺ひしたいのですが、この「事業」というところですね。2ページ目、3ページ目のあたりですけれど、例えば、岡山県の職員の女性の管理職の割合というのはどれぐらいで、全国的に見たらどれぐらいの位置にいるのでしょうか。大体何位ぐらいなんでしょうか。</p> <p>男女共同参画の委員会の中で、よくそれが議論されることが多いので。比較的岡山が上位にあればいいかなと思っていますし。もし、ご存知であれば。</p>
事務局	<p>はい、県内の自治体の課長級以上の一般職の公務員で言いましたら、令和3年4月1日時点で14.5%となっております。ただ、全国平均と比べて、全国と比べてというのは、すぐにご用意できないんですけれども。</p>
委員	<p>14点いくらっていうとどうですかね。課長級にするのをどこで区切るかでも違うと思うんですよね。</p>

	<p>岡山県がどのあたりかというのがすごく大事になってくるかなと。それをもっともっとやらないといけないというのが課題かなと思ったりしました。基礎知識として持っておきたいなというのがありまして、ありがとうございます。</p> <p>それから、いろいろな事業をされていて研修事業がすごく多いし、いろいろな方たちにしているのですが、成果指標というのも作られているのですか。どれぐらい、例えば就労支援をやってますけど、どれぐらいが本当に就労しているのかみたいな。そういうデータというのも、こういう事業はとっていかれてるのではないかなと思うんですけど、その中で大体いいものが残っていったらという感じなんですか。</p>
男女共同参画青少年課長	はい。成果の管理ですが、ウィズプランの中で数値目標というものを決めておりまして、その数値目標を毎年、毎年追いかけてしております。その中で管理をさせていただいております。
委員	だから、割とそれが達成されてるような事業が残っていったらというか。
男女共同参画青少年課長	はい。計画期間がこの令和3年度から令和7年度までで、まだ途中段階ですので、達成されてるものもあれば、達成できてないものもございます。
委員	5年間、毎年評価していくんですね。
男女共同参画青少年課長	毎年更新させていただいております。
委員	わかりました。それから県の職員に向けての研修会というのはされているのでしょうか。これもすごく大事なところかなと思って。外に向けてもやるのですが、県の職員自身があまり知らないということがよくあるんですけど、男女共同参画を含めて、されてるのでしょうか。
事務局	そうですね、人事課の方の依頼を受けて、例えば新規採用職員に、うちの職員が出向いて、新規採用職員の研修の中の1コマとして、男女共同参画をしたりということでやっております。
委員	全職員みたいなのは、新規職員からやっているという感じなんですね。
事務局	まずは、そこをからということで。もうちょっと広い世代にというのは、必要な部分もあるかとは思いますがね。
委員	そうですね、どちらかというと年齢が高い職員の方が、やっぱり男は男らしくみたいなことを言われる方が中にはおられるので。そうし

	<p>た方も少なくなっていると思いますけれど。</p>
事務局	<p>また、幹部職員の研修のときにも人権研修などの中で、男女共同参画の話も出るということではあります。</p>
委員	<p>第5次おかやまウィズプランも見させていただきました。私、他の岡山市の委員もさせていただいているのですが、これももちろんずっと参考にさせてもらっているんですが、一番最後の「男女の性別にとらわれず」というのは書いてはいただいているんですけども、やはり、全て「男女」「男女」と言っているんで、このあたりが「性別に関わりなく」などの言葉にどんどん変わっている現状があるので、計画期間がまだ何年かあるので変わらないでしようが、そのあたりを加えていくことが増えているかなと思うんですよね。岡山市も参画条例を全部「男女」「男女」というのを「性別に関わりなく」に全部変えていったという。単なる文字という気がされるかもしれないですけど、そういうことを変えると意識が随分変わってくるので、LGBTQの施策というのもこの中に表立って入ってないので、そういうところも今後大事になるのかなと思ったので。多分議論はされていたんじゃないかなと思うんです。これを作るときの議論。もうそういう時代なので。ただ、残念ながら入ってないので、そのあたりを事業の中に文字として入れてみる。その中の講師には、性の多様性などについて話している方もいるんだろうとは思いますが。ただ、表立って出てきてないので、やってないように見えてしまうところが残念かなと思うので、私も事実としてどんな感じなのかなと思って知りたかったので。ありがとうございます。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。事務局の方から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>基本計画の見直しの際に、ちょうど同じようなタイミングで国の方の計画の見直しがあって、そこを踏まえながら改定した部分もあって、国の表現の仕方も見ながら行った部分がありますが、確か国の方がまだ「男女」という表現を使っていたので。もしかしたら今後、国の方もおっしゃるように表現を男女と限るのではなくて、もっと広い表現にしてくる可能性もあるので、そうしたことも踏まえて、次回の改定の際には検討する可能性もあります。</p>
委員	<p>国の追随をするのか、岡山県がもっと先に行くのかという、どこを冒険するかということになるのかなと思いますけど。はい、国がこういう表現を使っているのはね、まだそういうことなので。全部これであと何年かやっていって、次のところというのがやはり大事だと思います。ありがとうございます。</p>

<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございます。今、見直しという言葉が使われたと思いますが、計画は令和3年から令和7年ということですが、途中で見直しといったことが行われるのかどうか。というのは、例えば、このウィズプランという計画を立てたときというのは、今のコロナの状態の前から計画を作り始めたと思うんですね。コロナによって生活の在様とか、あるいは困っている課題というのも変わってきている部分もあると思うんです。ですから、計画を立てて、これを5年間ずっと変えずにやっていくような体制なのか、それとも、例えば1年ごとに見直しとか、あるいは先ほど目標値と言ったようなこともありました、5年での目標が達成できたとか、達成できなかったといったようにしているのか、そのあたりスケジュール的なことも含めて、教えていただければと思います。</p>
<p>男女共同参画青少年課長</p>	<p>まず、ウィズプランにつきましては、最初にご説明をさせていただきましたけれども、令和3年度から令和7年度までの計画でございます、途中での計画の改定というのは、今のところは考えておりません。先ほども言いました目標数値については、毎年追いかけており、やはり令和7年度の最終目標に向かって事業を展開しているという状況でございます。</p> <p>また、この策定が令和3年度からなので、令和2年度のときに策定作業をさせていただいております、あの時もコロナは発生してはいたので、ある程度コロナも見据えたような形で、いくらかコロナを反映させていただいております。今の状況になるとまでは予想されてないですけども、ウィズコロナとか、コロナによってDVが潜在化等するであろうということを見据えた計画にはさせていただいております。以上でございます。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>ウィズプランの4ページ目の下の方に、数値目標で育休取得率というのがあるんですけども、国の施策は確か本年度、育休取得の制度が大きく変わっていると思うんですね。そのあたりは、取得する率を高めるために、国の役割と県の役割もあると思うんですが、取得を高めるための県の政策のようなものというのがあったりするのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、資料2で少し説明をさせていただいた中で、3ページの「おかやま☆女性活躍☆生き生きパッケージ事業」の中の「②女性活躍推進サポーター育成研修会」において、企業に働きかけて、その企業内での男女共同参画の推進のためのキーパーソンを育成するという</p>

	<p>事業ですが、昨年度から実施しておりまして、昨年度は、女性活躍推進法に基づく企業の策定義務がある行動計画というのをテーマにしたのですが、今年度は、委員がおっしゃるように育児介護休業法の改正をメインのテーマとして研修をするということで、育児介護休業法の改正内容であるとか、それを実際にどのように企業で運用していくのかというあたりを勉強していただき、企業に持ち帰っていただいて、今後継続的に取り組んでいただくというようなことで考えております。</p>
委員	<p>男性育休の取得率というのは、法改正等による動き、変動というのものもある程度組み込んだ形で、目標を10%ぐらいにしているんですか。</p>
事務局	<p>従来の伸び率などを勘案しつつ目標を定めているんですが、令和3年度に県が実施した調査では、民間企業における男性育休の取得率は13.4%となっております。大幅に伸びています。その背景には、法改正の影響があったのではないかと思います。</p>
委員	<p>ウィズプランの概要版冊子の4ページのこの策定時5.4%からはかなり上がっているということですね。</p>
事務局	<p>そうですね。3年に1回の調査ですけども、令和3年度の調査では、平成30年の5.4%から大きく伸びております。</p>
委員	<p>コロナの影響がという話が出たんですけど、数値目標とか全体の関係で、現時点でコロナの影響が大きく出そうなところとか、そのせいで伸び悩んだりとか、例えば自殺率が上がったとか、そういうところで何かあったら教えていただけませんか。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>一つ懸念されることとしては、昨今報道もされましたけど、自殺率を目標として挙げてはるんですけども、コロナの関係で今年度でも自殺率が上がったという報道もありますので、そのあたりは気にかかるところではございます。特に女性の自殺率が増えたというお話もありますので、注視していかないといけないと考えております。</p>
会長（司会）	<p>今、自殺率の話が出ましたが、DVの問題、あるいは児童虐待の問題といったようなことにも影響があるのではと思っております。このことについて、県ではどのように把握しておられるのか教えていただければと思います。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>昨年度の相談件数を見ても、DVの相談件数などで言いますと、やはり増えている状況でございます。特にコロナ禍でお仕事に行かずに、ご家庭で過ごす時間が長くなることで、DV被害も多いというように、影響しているのではないかと思います。そこで、先ほどもご説明させていただきましたけども、今年度、SNSを使った事業など</p>

	も実施して、潜在的なDV被害者の方にメッセージを送ることなどで、支援機関や相談機関へつないでいければと考えております。
ウィズセンター 所長	ウィズセンターに関連して言いますと、DV被害の相談は令和2年度は350件だったところが、令和3年度391件ありました。全体の相談件数自体は2500件程度ということで横ばいですが、その中で、割合としてはDV相談の割合が増えているという現状がございます。
会長（司会）	ありがとうございます。子ども関係では何か問題はありますでしょうか。先ほど児童虐待という話をしたのですけれども。
事務局	DVというのが、子どもの前でDVの場面を見せる、いわゆる面前DVが児童虐待に当たるということで、DVと児童虐待とは非常に関連性があると言われていまして、そうしたこともありますので、児童虐待を所管する保健福祉部と連携しながら、事業の実施であるとか、様々な取組を進めていくということが、基本のスタンスになっております。そうした児童虐待・DVの連携を深めるという意味で、いわゆる「要対協」という組織が、要保護児童の対策協議会というのがあるんですが、県の協議会の方に、今まで女性相談所という保健福祉部の所管する部署が入っていたんですが、新たに今年度から、ウィズセンターもメンバーとして加わるということで連携の強化に努めているところです。
会長（司会）	ありがとうございます。他には何かありますでしょうか。
委員	先ほどの質問に関して、ウィズプランの5ページを見ていたんですけれども、この真ん中のDV相談件数と裁判所保護命令件数を見ていくと女性相談所が扱う割合がどんどん減っていったって、警察本部が増えていったというようなグラフになってるんですけども、これどういう理由なんですかね。分析が何かされてたら教えてほしいんですけども。
男女共同参画青 少年課長	なぜ警察の方が増えて、ウィズセンターとか女性相談所の方が減っているのかという詳細までは把握はしておりません。
委員	こういうときには、警察の方は余り今まで民事不介入で入ってこなかったのが、やってくれるようになったからそっちに相談が行って、問題を解決してくれているというのであれば、それはそれでいいと思うんですけど。逆に、相談所とかそういったところの方が、実効性がないとか使いにくいといったことで利用率が下がってるんだとしたら、それはそれで問題なので。だから中身を分析した方がいいんじゃないかなと思ったりした次第です。
男女共同参画青	詳細につきましては、内容の方を確認させていただいて、どうして

少年課長	<p>こういう状況、警察の方が増えて、女性相談センターの方が減っているのかということにつきましては、検討させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
事務局回答	<p>【後日、事務局から以下のとおり回答】</p> <p>はっきりした要因は不明ですが、DV相談の現場では警察の実施する「110番緊急通報登録システム」（事前に被害者の電話番号を登録しておくことで、緊急時に警察官が迅速な対応を行うもの）が身体的危険のある被害者に効果が大きいことから、広く警察への相談を勧めていることなどが背景にあると考えられます。</p>
委員	<p>ちょっとピントが外れた質問かもしれないんですが、ウィズセンターで一般相談をされている中には、就労の相談やキャリアの相談も含まれているのでしょうか。</p>
ウィズセンター 所長	<p>はい。そういった就労相談も対象としております。一般相談のため、就労相談への具体的な回答をするまでには至らないケースが多いですが、例えば、マザーズハローワークといたしまして、予約を受けて事務所に来ていただくような制度もございますので、そういうものを紹介したり、ウィズセンターで把握している求人情報についても紹介させていただいております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。10年ほど前に他県のある機関で、マザーズハローワークに行く前の準備段階の女性の方々のキャリア面談をしておりまして、やっぱりその時DVの方の、普通に入ってこられるんですけど、話を聞くとDVを受けていたり、後、モラルハラスメントで先々は離婚を考えているので、今すぐ動けないけど、5年後ぐらいに向けて今から準備したいというような、そういう相談を受けていた時があって、すごくいい機関だなとキャリアコンサルタントとしても思ってたんですね。ですので、そういう相談ができる場所があったらいいなというのと、最近は例のM字カーブも浅くなっているんで、働きながらの方が多いいんですが、すごく在職中で悩みを抱えている女性が多くて、セルフキャリアドックなどもあるんですが、なかなか社内で相談しにくいというのもあって、そうしたケースも外部で「ちょっと実は…」みたいなお話が、両立だったり女性活躍だったりいろいろなんですけど、あったらいいなというのを常々思っていたので、ちょっとお聞きしてみました。ありがとうございました。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。</p>

	<p>私からも一つよろしいでしょうか。ウィズセンターにおける令和4年度事業の概要の基本目標I「男女共同参画セミナー事業」についてですけれども、資料2の6ページ目のところになります。ゼミナール修了証、修了者、ゼミナール認定者についてですが、これは何名ぐらいおられるのかということと、それからどのような活躍を実際にされているのかということをお教えいただければと思います。</p>
ウィズセンター 所長	<p>ゼミナールの前身になる地域リーダー養成研修をウィズセンター設立当初の平成11年からやっておりますが、ゼミナールという形に変わった後、せっかく講座を受けていただいた方に、受けっぱなしではなく地域で活躍していただくための認定制度をとということで、27年度から認定制度が始まりました。これまでに、修了者は147名おられます。認定制度自体は平成29年度以降のものということにさせていただいており、対象者は、令和3年までの過去5年間に受講された方になります。結論から申し上げますと、認定に至った方が1名でございます。実際まだ働かれています若い方なので、審議会・委員会で委員になられてはいたませんが、お仕事をされながら、これから芽が出るというのを期待しております。</p>
会長（司会）	<p>わかりました。これからということですね。はい。 それ以外に、何かございますでしょうか。はい、よろしく願います。</p>
委員	<p>一つ質問なのですが、ウィズセンターの総合相談事業の男性相談員による男性のための電話相談というのが、いまいちイメージがつかめない。女性の方は一般の相談、特別相談、法律関係、心関係っていうと何となくわかるんですけど、男性というのはどういうふうに、どういう目的で、どういう人が対象で、どういう相談があるのかというあたりをもう少しイメージできるように教えていただければと思います。</p>
ウィズセンター 所長	<p>ご質問ありがとうございます。男性電話相談は、平成23年度から始まりました。女性相談員による一般電話相談にも男性からの相談はありまして、中には、DVに関する相談もございます。そちらに相談いただける方はいいのですが、男性でも悩みをお持ちだけれども、ウィズセンター（男女共同参画推進センター）に男性が相談するのちょっと思われている方もいらっしゃるということで、全国的にも男性を対象とした男性電話相談を設けているところが多いことから、家庭のこと、夫婦のこと、子どものこと、仕事のこと、生きづらさなど、男性が抱える悩みについての相談を受けております。男性が生きづらい社</p>

	<p>会は、やはり女性にとっても相方やパートナーが苦しい思いをしている状態であり辛い。そういった悩みを解決していくことによって、男女が共に健やかに暮らしやすくなればいいなということで、平成23年度に始まりました。9月からは月1回、土曜日の午後1時半から4時半まで相談を受けています。短い時間ですが、それでもニーズがあって、「もうちょっと回数が増えたらいいな」といった声も聞きますので、今後、検討してまいりたいと思っております。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。それと、男性相談員が、男性が男性の相談を受けるということで、女性が受ける場合と比べて、相談する方がやはり何か違うと思われているとか、そういう好感触などはおありでしょうか。</p>
ウィズセンター 所長	<p>個人差があると思うので、相談員が女性でも全然抵抗なく相談される方もいらっしゃいますけれども、やはり、男性電話相談に電話をかけてくる方は、男性に聞いて欲しいというニーズが強いように思います。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長（司会）	<p>はい、よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>先ほど、県の職員の方の管理職の割合を聞かれていたんですが、例えば、県の職員でも非正規の方というのも、今、非常に多く雇用されていると思うんですが、そういった方の育児休業の取得率ですね。男女の割合であるとか、男女の育休の取得率というのをそういうデータを取ったことはおありなんでしょうか。</p>
県民生活部長	<p>非正規、短時間勤務の方、あるいは任期がついている方について、この育児休業制度の有無とその取得状況を確認いたします。</p>
事務局回答	<p>【後日、事務局から以下のとおり回答】</p> <p>公務員の場合、非正規職員としては、原則として雇用期間が会計年度の1年間であり、フルタイムと短時間の両方が選択できる「会計年度任用職員」が一般的です。会計年度任用職員の場合、有給の配偶者出産休暇（2日まで）や育児参加のための休暇（5日まで）の取得が可能であり、また、有給ではありませんが、子が1歳（一定の場合は2歳）に達するまでの期間、育児休業の取得も可能となっています。</p> <p>なお、県として、取得者数については把握しておりますが、男女別の取得率等は把握しておりません。</p>

委員	<p>民間のそういう制度であれば、正規・非正規関係なく、要件を満たせば取れるというような法律で、取得率というのも上がってきているというのが出てくるんですけども、先ほど県の職員の方の管理職の比率ということがありましたので、全体としての取得ということで考えていただくというのも一つあるのかなとは思いますが。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。うちも聞きながら思い出したのですが、最近、非正規の職員の方のそういった休暇などが規定の中にできまして、ですので、正規だけではなくて、非正規の方も育児休業や介護休暇などが取れるようにならないと、非正規で働く女性は多いですので、そういったところも考えていただきたいなと思いました。ありがとうございます。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>時間が過ぎていて手短に、すみません。</p> <p>先ほど、私、男性の育休取得率について伺って、調べてもらうので申し訳ないんですが、先ほどの令和3年13.いくらという数字は、これはどこで確認できるんですか。</p>
事務局	<p>県が3年に一度、約2000社だったと思うんですが、民間企業を対象に、無作為抽出という形でアンケート調査を実施しておりまして、結果をホームページ上で公表させていただいておりますので、見ていただくことが可能です。</p>
委員	<p>一つ、この冊子、紙ベースで5.4%とかという数字が伝わるようでしたら、働きやすさという部分でいうと、今、13.いくらと実績があるならば、それを広く周知することで、岡山県が働きやすい場所だということが伝われば、いわゆる地方分散とか、そういった流れの中でも人を呼び込む材料にも使えるかなのかなというふうに思ったものでして、以上です。</p>
会長（司会）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本日、全ての議事を終了いたします。事務局におかれましては本日、委員の皆様からいただいたご意見を参考に、今後の男女共同参画政策を推進されるようお願いいたします。それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>会長（司会）、宍戸副会長、ありがとうございました。皆様、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。なお、今年度の審議会は、2回の開催を予定しております。次回開催につきましては、来年2月頃の開催</p>

を考えております。委員の皆様方には、大変ご多忙とは存じますが、
よろしく願いいたします。

なお、車でお越しの方で、受付で駐車券の無料化の処理を受けてお
られない方は、受付の方へまたお立ち寄りいただければと思います。
それでは皆様、お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。